

総務文教常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年 6月11日(火) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員長	鈴木三男
副委員長	長塚美雪
委員	本田和成
〃	岡口すみえ
〃	佐野太一
〃	関川翔
〃	小堤修
〃	落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
まちづくり振興部長	野口昇
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
教育参事	鈴木邦弘
総務部次長	立野啓司
総務部次長	軽部幸雄
財政部次長	原部英樹
財政部次長	飯竹永昌
会計管理者	石塚幸夫
教育次長	斉藤理昭
教育次長	直井徹

消 防 次 長	仲 村 厚
総 務 課 長	松 崎 剛
藤代総合窓口課長	田 村 牧 子
秘 書 課 長	印 藤 智 徳
魅力とりで発信課長	数 藤 弘 人
文 化 芸 術 課 長	飯 山 貴 与 子
財 政 課 長	谷 池 公 治
管 財 課 長	丸 山 博
課 税 課 長	稲 村 忠 弘
農 政 課 長	染 谷 久
環 境 対 策 課 長	木 村 太 一
水とみどりの課長	蛭 原 一 雄
子ども青少年課長	長 塚 逸 人
スポーツ振興課長	大 隅 正 勝
消防本部予防課長	満 健 一
消防本部警防課長	中 村 幸 男
取手消防署長	稲 葉 敦
吉田消防署長	竹 宗 良 太
櫛木消防署長	大 越 勇
消防本部警防課副参事	新 倉 正 勝
安全安心対策課長補佐	真 田 幸 彦
文化芸術課長補佐	矢 部 晃 一 朗
財 政 課 長 補 佐	鈴 木 健 太
課 税 課 長 補 佐	海 老 原 祐 子
教育総務課長補佐	文 隨 正 和
学 務 課 長 補 佐	櫻 井 裕 也
子ども青少年課長補佐	蛭 田 暁

スポーツ振興課長補佐	野口勝彦
消防本部予防課長補佐	長妻康男
○職務のため 出席した者	議会事務局 議長 前野拓
	議会事務局 係長 永井宏幸
	議会事務局 主事 柴哲次郎
	議会事務局 主事 岩井彰吾

○その他の
出席者

なし

- 付託事件 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）
（所管事項）
- 調査事件 所管事務調査（令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、当委員会の任期中における重点調査テーマについて、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達しておりますので会議は成立します。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信をします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。

当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、一議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間、終わり1分でベルを1回、質疑終了——質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いいたします。また、発言前に、マイクのボタンを押してから発言をお願い

します。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 43 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 43 号につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 43 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 43 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員。

○本田委員 日本共産党の本田でございます。この議案 43 号について、1 点だけ質疑をさせていただきます。これ、非常に時間が早まるということで本当によかったと思います。公立保育所、朝 7 時からになってると思うんですけども、もう一步踏み込んで、今後、子どもクラブでも 7 時からということは御検討されてるのでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。本田委員の御質疑に答弁させていただきます。7 時からの開所について検討をしていくのかということなんですが、まず 1 点——まず初めに、7 時半とした経緯についてなんですけれども、これまで子ども青少年課では、クラブの要望、それからアンケート調査の自由記入欄のところで、開所時間について、利用者のニーズを確認しておりました。その中で 7 時半開所を希望する方が多くおありまして、7 時開所というものは 1 人もいませんでした。それから 2 点目としまして、開所時間を 7 時にしますと、支援員の確保という点で、やはり 1 日開所時の就労時間というものが長くなってしまいますと、どうしても支援員の方々、皆さん保護者の——配偶者の扶養の範囲で働く方が多いものですから、年度末になるとどうしても扶養の範囲内ということになってしまおうというところも考慮しまして、7 時半といたしました。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。今後そういった要望がありましたら、速やかに進めていただければなと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 43 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、

5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員、佐野委員、落合委員の3名から通告がありました。

それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。私はこの補正予算(第3号)の中の、アートのあるまちづくり推進に要する経費、1,743万3,000円が計上されていることについて質疑させていただきます。この推進事業ですけれども、2つの事業があります。文化芸術創造拠点形成事業と郊外型アーツ・センター実践プロジェクトという2つの事業がありますが、もう少しこの内容について触れていただきたいと思います。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。この事業は、取手アートプロジェクトによるもので、2つの計画のうち、文化庁のウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業は、地域の人材育成や生活基盤に近い公民館等で、芸術活動を通じて、それぞれがそれぞれの価値観を見いだし認め合い、豊かな社会を目指す取組を実施します。一般財団法人自治総合センターの郊外型アーツ・センター実践プロジェクトは、市民参加型の通年型事業や、教育・福祉分野とも連携したプログラムなど、地域に根差した芸術活動を実施するものです。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 何となくよく——何となく分かりました。

[笑う者あり]

○小堤委員 じゃあ進めます、時間もないんで。今おっしゃられた一般財団法人自治総合センターというんですか——自治総合センター、これ、なんかちょっと調べましたら、コミュニティ事業——コミュニティ助成事業補正金？助成金？の中の地域芸術環境づくりということで500万円が付与されているみたいですが、この自治総合センターと取手市の関連性というのは、どういうことなんでしょうか。また、これ今年つきましたけど、来年も引き続き応募する形で、続きでもらえるんでしょうか。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。一般財団法人自治総合センターとは、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的に、宝くじ社会貢献広報事業などを展開している法人です。取手市との関連性については特になく、様々な地方自治体や法人が行う事業に対して助成金の交付決定がなされています。自治総合センターの補助金申請は平成23年度から始まり、平成27年度のみを——のみ不採択となっておりますが、毎年申請

しているものです。採択については、その時にならないと分からないというような現状です。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 すみません、今最後のところ、採択についてのあと、ちょっと鮮明にお願いします。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 大変失礼いたしました。秋ぐらいに申請いたしまして、3月末に採択の決定が出ます、ということから、採択が確実とは言えない状況です。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そういう形で応募して採択されるかということだと思わすけれども。では、この2つの事業とウェルビーイング——私「ウェルビーイング」について、最近よく使われる言葉ですけど、調べてみましたら、ウェル「よい」で、ビーイングが「状態」で「よい状態」ということみたいなんですけども、それというのはどういうことかということ、個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることということで、幸福——ハピネスとは違うらしいんです。ハピネスは瞬間的な幸せの状態であって、ウェルビーイングが持続的な幸せのことをいうということなんです。そうすると、心身と社会的な健康を意味する概念であり、それは満足した生活を送ることができる状態、または幸福な状態、または充実した状態ということで、多面的な幸せを表す言葉だということが分かりました。それではこの2つの事業とこのウェルビーイングというものの関連というか——何ていうんですかね、どういう関係性があるのか、その辺のところ、この事業を行うことによってどういうふうにウェルビーイングなのか教えてください。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。小堤委員がおっしゃるとおり、ウェルビーイングの定義は、世界保健機構WHOによると、健康とは病気では——病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態であることをいうとしております。今回の2つの事業は、様々な文化的手法の活動を通じて、アートに触れる、アート活動に参加する、アーティストと交流することにより、自分らしさに気づき、それを大事にしながら生きていける、未来のものや創造の予感への好奇心があると思えること、また文化的価値のある体験をすることで、より豊かに生きる力を見だし、地域社会におけるウェルビーイングを高め、さらには個人から地域、社会へと広げていくことができると考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。取手には藝大もありますし、そしてTAP、そしてTAPとともにこういう事業を展開していくということで、この市民の皆さんの持続的な幸福を願うという壮大なスケールの事業だと思いますので、どうぞ確実に遂行できるようによろしく願いいたします。私は以上で終わります。

○鈴木委員長 続いて、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願ひします。私も同じ質疑になります。文化芸術創造拠点形成事業及び郊外型アーツ・センター実践プロジェクトの、私は詳細ということで。今、小堤委員のほうで御質疑あったので一度お聞きはしたんですけども、ごめんなさい、ちょっともう少し詳しく——分かりにくい点が多かったもので、もう少し分かりやすく御説明していただけると助かるんですが、お願ひできますでしょうか。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 佐野委員の御質疑にお答えいたします。事業の概要につきましては、先ほど小堤委員の御質疑に御答弁しました。事業内容は、高須地区で大だこを復活させた高須空あそび大空凧プロジェクトや小文間に関わる人々のインタビュー&藝大野外舞台、新・小文間物語と小文間盆踊り、市内公民館で芸術・工芸・食・暮らしを深めるためのプログラム、寺子屋。市内で活動しているアーティストの拠点をオンラインで公開する、アート創作オンライン公開事業、ART LIVES TORIDE、教育や福祉と連携して実施する、たいけん美じゅつ場での対話型鑑賞、また本年度が取手アートプロジェクト25周年ということもあり、これまでの足跡を詰めた市民参加型の劇場作品の制作、公演事業など、14事業を計画しています。以上となります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。かなり多岐にわたるといふか、広範囲で市内の至るところで、そういった関連の催物とかイベント行われている——行う予定でもあると思います。これから行う予定の中で何か大きなこういったプロジェクト、特にお聞きしたいのは、郊外型アーツ・センタープロジェクトということについて、もう少し教えていただけませんかでしょうか。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。アーツ・センターとは、いこいの+Tapino、高須ハウス、藝大食堂、たいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）の4つの文化活動拠点を指しております。近年は、そのほかに公民館等の公共施設を活用した地域コミュニティの活性化にも取り組んでおります。14事業で、先ほど申し上げた中にも、公民館で行う寺子屋というプログラム、また藝大取手校地と小文間地域一帯をプレグラウンドとして展開する耕すプロジェクト、市民がアーティストと取り組んだ活動報告の発信や勉強会を開催するみのりランチ便り、藝大食堂での作品展示研究会などが挙げられます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。大変、お聞きしたところ、非常に興味のあることも多いですし、ぜひ市民の方にも多く周知していただけて、知らなかったということがないように、ぜひ皆さんに知っていただけて、参加していただくようなイベントにしていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひいたします。私も詳細ということなんですが、前の委員さんの内容で承知をいたしました。これ今回、市内全小中学校——全ての学校で実施されると

いう、大々的に。取手市全体で見たときにはそのような形なんですけど、1個1個を見ると、ちょっと本当に絞られたような印象を受けて、今回補助事業に採択されたということでこのような形で大々的に、約トータルで一千数百万円という大規模な事業でこのように展開されるんですけども、漏れちゃった児童生徒さんはかわいそうだなという、そういう感じなんですけれども、その辺どのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。14事業の中には、やはり市民対象として多く周知し参加していただくことを目的としております。学校連携事業につきましては全校に呼びかけまして——小中全校に呼びかけまして、参画いただいた学校が対話型美術鑑賞というものを受けることとなります。この事業ではないんですけども、各小中学校に藝大生を派遣して、文化交流事業というものも実施しております。このように、いずれかに教育の部門でアートが関わっているということを企画しているところですが、やはり落合委員おっしゃったとおり、いろんな参加、——これらの取組に参加していただくことで、これから児童生徒が成長していくに当たって自己肯定感が芽生えるとか、そういうところを育成できるように、いろいろ周知して参画していただけるように、企画、周知していきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。本当に一流に触れるということで、取手市の恵まれた環境があるんですけども、やっぱり東京——地元に東京藝術大学があるのと、子どもたちも東京藝術大学とはこういう大学なんだということを認知してもらった上で、こういった事業をするのでは、もう全くその効果も違うと思うんですけども、文化芸術課として、先ほどもありましたけれども、アートのまち取手市のふだん子どもたちへの周知——子どもたちへのどのような啓発活動を行っているか、ちょっとお聞かせいただければ。

○鈴木委員長 啓発活動。

齋藤部長。

○齋藤政策推進部長 政策推進部、齋藤です。啓発というのは今課長から答弁あったとおり、日頃から様々な事業展開をして、それらを周知して、少しでも多くの子どもたちに参加していただくということ、そのものが啓発なのかなというふうに考えております。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 これはすばらしい事業なので、来年も引き続きまた補助金申請を行っていくということなんですけれども、できれば継続的に、長期的にこの事業は続けていただきたいというふうに思っておりますが、事業化にしていくようなお考えというのはおありでしょうか。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 効果というところから、事業化というふうにつなげたいと思います。取手アートプロジェクトは1999年に始まり、今年度で25周年となります。継続して活動していることで、専門人材によるノウハウ等を生かした見方・考え方により、他主体との協働や芸術文化の中間支援機能の熟成が図られております。またアートプロジェクトは、

多様性と創造性に親しむ生き方のきっかけを提供し、新たな文化的価値観を生み出す事業といえます。学校連携事業として、先ほどおっしゃいました——御質疑ありました、周知・参加ということですのでけれども、対話型美術鑑賞、こちらにつきましても校長会等で御周知させていただきながら、参加を促している状況です。参加した学校からの体験を見ておきますと、対話型美術鑑賞を例にしまして、複数人で同じ作品を見て、異なる視点での気づき、そしてその気づいたことを自分の言葉で表現して伝え共有します。それぞれの意見に間違いなく、どれもが正解で誰からも否定されず、自己肯定感が芽生えてきます。この体験が子どもたちに与える影響は計り知れないものと考えます。このような効果もあります。このようにアートのまち取手に住んだことで、アートプロジェクトの各種事業を体験し、常に価値観がアップデートされ、自分の感性を生かして暮らし、他者と豊かに暮らしていけるようになること、これが長期的に見た場合の効果と考えております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

○鈴木委員長 これで通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。これで、議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、本田委員、小堤委員、関川委員、長塚委員の4名から通告がありました。

最初に、本田委員。

○本田委員 よろしくお願ひします。まず、戸頭中学校の体育館修繕について。雨漏りをしていたということで、早速修繕していただきまして本当にありがとうございました。この雨漏りですけども、経緯につきまして、私が中学校の入学式——この日大雨でした、そのときに雨漏りをしていたんですね。そういったことで教育委員会——ちょっと私が無知だったので、初めにスポーツ振興課のほうに連絡してしまったんですけども、その後、総務課のほうに御連絡させていただいたということです。これ、いつから雨漏りしていたかというのは分かるのでしょうか、把握しているのでしょうか。お願ひします。

○鈴木委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 教育総務課の齊藤です。本田委員の御質疑に答弁させていただきます。いつから雨漏りをしていたのか、把握していたのかと、これ1番目と2番目一緒に答弁させていただきます。——戸頭中学校の体育館の雨漏りにつきましては、以前から学校より相談を受けておりました、特に台風などの大雨の際には、雨漏りをしている状況は把握しておりました。そのために大雨や台風通過後には、適宜点検を実施しまして、雨漏りしている場所は、その都度修繕し対応してきたところです。今回改めて委員から、初めスポーツ振興課を通じて御指摘をいただきました。教育総務課にて改めて現場を確認

しまして、屋根の点検、補修を行っております。まず5月16日です。職員で屋根点検及び雨樋の清掃を実施しました。ところが思うように改善が図られませんでした、再度、5月の30日になります、こちらに――5月30日には業者へ依頼し補修をしたところ、雨漏りの改善が図られたというところがございます。修繕後の経過についても、学校より雨漏りはしていないという報告を受けております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 実は、私、子どもが戸頭中学校に通っております。それで子どもに、いつから雨漏りしていたのかということを知りましたら、正確には覚えてませんが、2月――2年生の頃、それから、もしかしたら1年生の頃から雨漏りをしていたということを知りました。さらに妻のほうから、ほかの生徒さんの親御さんから、保護者の方から、随分前から雨漏りをしていたというような情報も聞いております。そういったことから、これ子ども――私の子どもの話だと、先生に雨漏りがしている場所、ここを見せて、そしてこの雨漏り、その時は先生も「あっ本当だ、雨漏りをしている」ということで認知をしたそうです。ただそれが、子どもが2年生の頃ということは数か月たっていると。私が4月の入学式のときに実際に目にしたと。こういった経緯なんですね。そういったことから、やはりこういったこの報告――要するに雨漏りがするのであれば、これ体育館がこういう状況であると、やはり部活もそうですし、体育もそうですし、これ非常に不便してたんじゃないかなと思うんですね。こういったところから、学校と教育委員会、これこういった報告、それから連絡、今後どうしようかということがされているのか。戸頭小学校でも様々なことあったと思うんですけども、こういったことも含めまして、やはり報告・連絡・相談ということがちゃんと行われてないんじゃないかと。これ、戸頭中の問題だけではなく、全校――取手市内の全校学校、それが教育委員会とのそういった現場の先生方から、それから学校から教育委員会へと、ここがどうなってるのか、しっかりされているのか、これ非常に不安に私は感じております。その点について、御答弁をお願いします。

○鈴木委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 それではお答えをさせていただきます。報告・連絡・相談――いわゆる報・連・相（ほうれんそう）ということだと思います。それがどのようにされていたのかという御質疑だと思います。学校からの修繕等の要望につきましては、各学校の――主に教頭先生になります、教頭先生を通じまして、我々当課へ連絡をしてもらうことになっております。連絡を受けた際には、職員が現場を確認し修繕等を行っております。また例年、年度当初に、各学校宛てに学校施設管理についての手引きというものを配信しております。そこで修繕などの要望がある際には、随時連絡していただくような旨を周知をしておるところでもあります。学校からは、素早い修繕対応に関して好評をいただいて、感謝をされているところも現状あります。今後においても、月1回教頭会というのがあります。そちらの教頭会を通じて、修繕要望等がある際には教育総務課まで連絡をしてもらうように、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。これ、修繕だけではなくて、学校では様々なことが

起きると思うんです。そのところで、やはり修繕以外の部分でも、これしっかりと学校で起きたこと、これが包み隠さずしっかりと報告がされる。これやっていたかかないと、やはり子どもを第一に考えていく。これを最優先に、教育委員会としても学校との連携——連絡とか報告とか、そういったところを密にさせていただかないといけないなと思ってます。本当に今回の修繕についてになりますけども、そういった部分も含めて、しっかりとお願いしたいなと思います。

○鈴木委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 今、本田委員からおっしゃった——教育委員会としても、今回の件は非常にちょっと時間かかったのかなとは思っております。それ以外にも、教育委員会と各小中学校、いわゆる修繕以外のいろんな出来事についても逐次、これは連絡を取り合っておりますので、今後も、児童の対応であったり施設の対応をよりスピーディーにやっていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。私も管理職、実はずっとやってて、なかなか現場のところから声が上がる、これは管理職側から——要するに管理をする側からなかなか現場の声を拾うというのは、現場のほうがやっぱり上げづらいということもあるんですね。その部分において、やはり風通しというんですか、やっぱり働きかける——管理する側からしっかりと働きかけていくということが非常に重要だと思うんですね、この報告とか連絡ということについては。だから、その部分はしっかりと教育委員会の仕事としてやっていただきたいなと、やはり現場のほうで……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○本田委員 (続) 困ってることあるんじゃないかということを念頭に置いて、その上で報告・連絡・相談、これしっかりとやっていただきたいなと思います。以上です。

○鈴木委員長 続いて、小堤委員。——5分、1人5分です。

○小堤委員 小堤です、よろしくお願いいたします。私は、防火管理者講習についてお伺いいたします。私のところに、知ってる人から、取手の事業所に勤めていてそれで防火管理者講習を受けたんだけど、行ってみたら、もう満杯で駄目だったということで、たまたま住んでるほうが千葉だか——千葉県だか埼玉県のほうなんで、そちらのほうの消防本部の防火管理者講習を受けたということなんですけれども、取手市は実際——取手市消防本部は、講習の年間開催数は何回でしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。防火管理講習会は二つの種類があり、一つ目が、新たに防火管理者としての資格を取得するための防火管理講習、二つ目が、集会所や物販店など不特定多数を収容する施設など、一定規模以上の施設で防火管理者として選任されている方に必要な防火管理再講習がございます。御質疑の開催回数ですが、一つ目の、新たに防火管理者としての資格を取得するための防火管理講習については、一般財団法人日本防火・防災協会に開催を依頼し、年に1回、福祉会館において実施しております。二つ目の一定規模以上の施設で防火管理者としての一

一して選任されている方に必要な防火管理再講習は、予防課の職員が講師となり、年に1回、消防本部にて実施しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そうすると、新規も再講習も、それぞれやる部署は違いますけれども、年1回ということですね。この新規——私が聞きたかったのは新規のほうなんですけど、新規の講習の過去3年間ぐらいの受講者数の推移というのは、分かりましたら教えてください。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。一般財団法人日本防火・防災協会に依頼している、新規の講習、防火管理講習については、令和3年度は新型コロナの感染防止対策で定員を60名として、59名の受講がありました。その後、定員を120名とした令和4年度は112名。令和5年度は110名の受講者となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういうふうに——コロナもあったんでしょけれども、やはりこの需要は120人近くあるということですので、今後増えていくと思うんですけども、そういった場合に、この受講者に対する対応ですか、どういうふうにしていったらいいのか、もし考え等ありましたら教えてください。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。定員の120名に近い受講者となっている、新たに資格を知る——資格を取得するための新規講習については、現在は、取手市以外で開催している講習会を御案内させていただいているところですが、今後の状況によりまして、現在年1回の開催を年2回にするなど、受講者増加への対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 消防本部の職員で新規講習のほうはできないんでしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 以前は消防本部職員が講師となりまして、2日間講習を講師としてやっておりましたが、日本防火・防災協会に開催を依頼して、その後、今現在実施しているところなんですけども、今後また、その件につきましては検討してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 協会と、そして消防本部と、バランスを考えながら、その需要も考えながらうまく対応していただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは以上です。

次に、消火栓の新設についてということですが、上高井は消火栓が2か所ぐらいあるんですかね、たしか、防火水槽ももちろんありますけど。ところが貝塚地域は、県南水道が通っている、上水道が通っているにもかかわらず消火栓がないと、こういう地域でして、まず消火栓と防火水槽のバランスについてちょっと教えてください。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 警防課、中村です。小堤委員の質疑についてお答えさせていただきます。現在、水利の設置基準につきましては、総務省消防庁の定める消防力の整備指針から、消防水利の基準に基づき設置されておりまして、現在、取手市内の消防水利は公設・私設合わせて消火栓が919か所の56%、防火水槽が722か所の44%の比率となっておりますので、水道の布設工事や震災等の断水にて消火栓が使用できなくなる場合もありますので、消火栓と防火水槽は、どちらかに偏ることなくバランスよく配置されることが望ましいとされておりまして、取手市は現在、おおむね相互のバランスは保たれていると考えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。56%、44%ということですが、震災——大震災が起きたときに、消火栓が漏えいしたり破損したりする可能性があるということは分かるんですが、普通の火災——この普通の火災の場合で消火栓がないところの地域の対応というのはどういうふうになるのでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えいたします。現在、消火栓のない地域には、防火水槽が住宅を120メートルの範囲で総括できるように整備を進めております。また消防本部は水利不足地区の現場活動を想定した警防計画の作成や、活動訓練も実施しておりまして、もし防火水槽しかなく消火活動が長時間になる場合は、現場から直近の消火栓から——距離は長くなるんですが、送水が可能な範囲内で常備車両、もしくは非常備の消防団車両をホースの摩擦損失も考慮しながら中継ポンプとして活用しまして、現場対応にも努めております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。100——120メートルの範囲ということですが、そういう消火栓がないところだと、防火水槽と防火水槽をつないでつないで中継で、そして火災対応ということになるんでしょうけれども、防火水槽も20トンとか40トンとか、そんなに大きい防火水槽ではないとそのぐらいの時間——大した時間もたないと思うんですが、そういう地域もあるということなんですね。ですから、やはりそこには消火栓も新設——後づけになるけれども新設していただければいいなと思うんですけど、これ、1基どのぐらいかかるんでしょうか、後づけの新設の場合で。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えいたします。現在、既存で布設されてます県南水道企業団の上水道に新たに消火栓を新設した場合は、200万円前後の経費がかかっております。しかしながら、限られた財源を有効活用するため、取手市内の上水道管の布設替え工事の箇所を、県南水道企業団から事前に情報提供をいただきまして、上水道管と消火栓の併設工事をするすることで、新設消火栓1基当たりが70万円前後まで支出を抑えることができます。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。後づけだと200万円くらい、併設だと70万円くらいということですが、この200万円が安いか高いかは別として、やはり市民の生命、身体、財産を守るわけですので、ぜひこの辺は、その予算措置をしていただいて——これ、あるんでしたっけ、予算措置は毎年してるんでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 現在、消防本部では消火栓2基を新設できる予算を確保しております。今後も県南水道企業団の水道布設事業と合わせまして、水利が包括されていない地域や、消火栓が必要と思われる場所には、適宜、設置を検討してまいりたいと考えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 今、話途中になっちゃいましたけれども、やはり200万円かかっても、生命、身体、財産を守るためには計画的に予算措置をしていただいて、あわせて道路拡幅とかそういう——合わせての70万円だけではなく、後づけでもやはり消火栓のないところにはつけていただいたほうがいいのかなどというふうに思います。そのあとの今後の展望というところで、今お話……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○小堤委員 (続) 聞きましたので、これで終わりにしたいと思いますけれども、ぜひ、貝塚だけではないと思いますが、ぜひ設置のほうの検討をよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続いて、関川委員。

○関川委員 関川です。よろしく申し上げます。6月4日の全員協議会でも報告受けたんですけれども、戸頭小で起きてしまった不適切な会計処理に関連して、学校教材費の公費負担についてお伺いさせていただきます。全員協議会の中で山野井議員からもあったんですけれども、学校教材費を公費負担にすれば、学校がお金を扱う機会も大幅に減り、今回のような事案の再発防止につながるんじゃないかと思っております。そこで、ほかの自治体で学校教材費を公費負担している自治体を把握しているか、お伺いさせていただきます。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。戸頭小の会計処理につきましては、総務文教常任委員会の委員の皆様はじめ、議員の皆さんに大変ご心配をおかけいたしまして申し訳ございません。また現在、教育委員会で行っています返金処理に向けた精査作業につきましては、しっかり頑張れというような応援の言葉もいただいております。そこで関川委員の御質疑にお答えさせていただきます。報道等による情報からではございますが、品川区では本年度から、また、神奈川県海老名市で、これまで小学校1年生と中学校1年生を対象としていたものを、本年度から小中学校全学年に拡大して実施することを確認しております。また、山梨県の早川町ですとか身延町において、全額または一部公費負担を実施していることを把握しております。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。それでは、品川区や海老名市の年間の予算規模とい

うのは分かりますか。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 品川区では5億4,940万円、海老名市では1億5,000万円、年間の予算ということで確認しております。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 そうすると品川区、海老名市が実施している内容で、取手市も同じような内容で実施した場合、どのぐらいの財源が必要になるかというのはお分かりになりますでしょうか。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 品川区、海老名市のやり方のほうを私どものほうで調べまして、どちらの区・市とも、各学年ごとに児童生徒1人に対する教材費の金額を決めて公費負担をしております。その単価、それぞれ調べまして、取手市の児童生徒数を乗じて見た場合、品川区の単価を当てはめると約1億5,500万円、海老名市の単価を当てはめると8,500万円程度ということになりました。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 決して少ない金額ではないかと思っております。しかし、保護者、学校とも負担軽減になり、とても喜ばれる事業だと思います。取手市の現状での——今、取手市がやってる取組、あと今後の考え方についてお伺いさせていただきます。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答えさせていただきます。関川委員も御承知のとおり、取手市におきましては、市長のマニフェストにもあります教育費の負担軽減策として、使用頻度の少ない教材を公費で購入することとし、算数セット、彫刻刀を本年度予算で購入いたします。品川区や海老名市のような全額公費負担については、多額の財源が必要となることもあり、保護者の負担軽減という面では、従来から課題となっております給食費の負担軽減とも関連してきますので、併せて調査研究していく必要があると考えております。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 本当に多額の財源を要しますので、すぐに教材費を公費負担することはなかなか難しいかと思っております。しかし今回の戸頭小の事実の——事案の要因の一つに、学校事務職員の負担が大きいことが挙げられるかと思っております。教材費の徴収を給食費と同様に市が行うことというのは考えられますでしょうか。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 教材費の徴収を市町村が行っている事例としては、教材費を公会計化している自治体、あとは徴収を給食費と一体徴収している自治体、それとあと民間の集金代行サービスを活用している自治体など、幾つかの方法で先進的に始めている自治体がありました。取手市としましても、再発防止につながると考え、先進自治体の調査研究を始めたところです。取手市で実施するとした場合にどのような方法がよいのか、経費はどの程度かかるのか、どの程度——保護者ですとか学校の負担軽減につながるのかなど、調査研究を進めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 なかなかすぐに取りかかれることではないと思いますけども、保護者、学校側と、あらゆる視点、観点から考えていただき、調査研究、引き続き続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚副委員長 長塚です。よろしくお願いします。私からは、部活動の地域移行事業について伺います。まず1点目、指導員の確保ということで、今現在、4つのクラブが今年度からスタートして、全員、教員の方が指導員を務められていると伺っております。ただ3月14日の予算・決算委員会では、地域からも募る必要性はあると認識をされているとのことで、今後どのような方法で、いつ頃募られるのでしょうか、お願いします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 長塚委員の質疑にお答えさせていただきます。スポーツ振興課、大隅です。指導者の確保についてということでございますが、指導者の確保につきましては、事故やけがへの対処、生徒への指導など、生徒や保護者が安心して地域クラブに参加できますよう、市内の中学校に属します教員の中から、指導員希望者に兼職兼業の手続、つまり副業、こちらの手続を経まして、令和6年度は13名の教員を地域クラブの指導員として任命をしているところでございます。また、令和5年度に行った地域クラブの——地域クラブに参加しています生徒、保護者へのアンケート調査では、参加してよかった理由に、「専門的な知識が受けられる」「希望する部活動を続けられる」「人数が増えて、練習にも活気が出て、試合でも勝てるようになって、子どもたちが喜んでいる」などの御意見をいただいているところです。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 ありがとうございます。先ほどお伝えした、地域からも募る必要性もあるというほうの御答弁はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えをさせていただきます。やはり今後の事業展開を考えました場合に、教員だけでは指導者が不足するということは明らかでございますので、茨城県の地域クラブ活動人材バンク、こちらの活動——活用や市内のスポーツ関係団体への事業説明、それから指導者への協力要請などを丁寧に行いまして、地域の人材の発掘と育成を図っていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた人材バンクのほう、私も確認したんですけど、取手市のほうでは15名の方が登録をされておりました。ただ、今現在、皆さん教員の方が希望者ということで指導されているということなんですけど、そもそも地域クラブの考え方が、地域で地域の子どもたちを育てるということだと思っております。今のままだと、教員の方がそのまま続けられていて、その考え方とちょっとそれてしまうと思うんですが、何で今まで地域のスポーツ団体とかに指導者を募らなかったのか、伺いできればと思います。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。その点につきましては、まずこの地域クラブの運営というものを安定して運用していきたいという考えがございまして、ここでは先ほどのアンケートにありましたように、学校の先生が同じ地域クラブの指導をしていただけるということで、保護者または生徒から、安心して指導を任せられる、また指導を受けられるという回答がございました。こういった点をまずは進めていきまして、次の段階として地域団体、または有志の方による指導員というところを考えていきたいと、今進めております。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 ありがとうございます。保護者や生徒の方の希望もあるということで、今現在のこの流れになっていることは分かりました。

2点目、コーディネーターの業務についてなんですけど、昨年度、コーディネーターの方が週2日から、今年度から週4日の勤務になって、元校長先生が1名職務に当たられていると伺ってます。内容としては学校との調整、クラブとの調整、事業の展開という職務を担っているということなんですけど、詳しい内容だったり効果についてお伺いします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。市では令和5年度から、運動部の顧問の経験がありまして、また元中学校の校長先生で、現在も地域で子どもたちにスポーツを指導している方、1名を週4日、コーディネーターとして配置しております。このコーディネーターにつきましては、市主催の競技や検討会に参加して、地域移行の各種課題の解決方策やその進め方などについて、説明や助言、また指導員の管理なども行うとともに、先ほど委員からもありましたように、学校、生徒、保護者、各スポーツ団体、そして行政間の調整役を担当していただいております。この現在の市のコーディネーターは、様々な立場を理解されていますことから、やはり我々行政職では困難な調整もあるんですけども、そういったところもそつなくこなしていただいて、事業を進める上でキーマンという形で非常に重要な役割を果たしていただいているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 ありがとうございます。すごく重要なポストということで、今すごく分かったんですけど、1名というところすごくちょっと心もとない気がするんですが、これ、増やされる予定ってあるんでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 この事業につきましては、事務等もかなり増えているという状況が見られますので、行く行くは、学校の先生になるか、そこら辺はまだ検討段階ですけども、増やしていきたいということは検討しております。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 分かりました。では次に最後3点目、受益者負担の現状の方向性ということなんですけど、現在、指導者の謝礼とか運営費は公費だと思います。そもそも地域クラブ自体が学校外の活動なので、受益者負担というのは避けられないと思うんですけど、以前

お伺いしたときは参加費についてはアンケートも取っておらず、まだまだ踏み込んでないということだったんですが、現状についてはどうなってるんでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。今、長塚委員がおっしゃったように、実証期間が終了後は、地域クラブの活動は学校活動ではなく地域での活動ということに、そういった扱いになりますので、指導者に対する報酬に関する費用などが、受益者負担という形で参加者に御負担いただくこととなります。受益者負担が必要であることにつきましては、既に保護者説明会等で周知しているところでございます。引き続き、関係者の皆様に情報を提供しますとともに、理解を得るよう努めていきたいと考えております。また、受益者の負担額、こちらにつきましては保護者の——保護者様の皆様にアンケート調査を行ったり、ほかの自治体の状況、こちらを調査しまして、取手市の地域に合わせました負担額を検討してまいりたいと考えています。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 ありがとうございます。中学校のお母さんからは、この地域クラブの移行に関してよく声をいただくんですけど、負担額どれぐらいになるのか、金額によってはちょっとこう通わせられないかもとか、結構不安に思ってる方も本当に大変多く聞きますので、ぜひアンケートだったり周知のほう、また引き続きよろしくお願いします。私からは以上です。

○鈴木委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。執行部の入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございます。

休憩いたします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 07 分開議

○鈴木委員長 それでは再開いたします。

続いて、議案第 39 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 39 号につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 39 号について説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 39 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 39 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、5 月

31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、落合委員1名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひいたします。今回の質疑内容なんですけれども、一般質問でも本田委員のほうからあったんですけれども、ちょっと改めてもう一度、今回の防災施設等の整備に要する経費について、このボックス型高性能スピーカーの詳細についてお願ひします。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。落合委員の御質疑に答弁申し上げます。ボックス型高性能スピーカーの詳細についてでございますが、今回整備を予定しておりますボックス型高性能スピーカーでは、音が籠もる原因である低音を抑制することにより、明瞭度の高い放送が可能となり、近隣の騒音が少なく、かつ、遠方まで音をクリアに届けることができるようになります。また、音達距離につきましては、これまで設置しておりました3つのラップ型スピーカーでは、50ワットのストレートタイプで約360ミリ——360メートル、30ワットのストレートタイプで約250メートル、30ワットのレフレックスタイプで約220メートルでございましたが、高性能スピーカーでは約580メートルの音達距離があるため、より遠方まで音を届けるようにすることが可能でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。ラップ型とボックス型、今回委託料229万9,000円なんですけど、どれくらい値段でいうと下がるんですか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 今ついておりますラップ型の場合は、今回双葉地区で聞こえないエリアがあったということで、そもそも今回はラップ型のほうは積算の中で考えていなかったものですから、その差というのは現時点では判明しておりません。

○鈴木委員長 吉田部長。

○吉田総務部長 今の次長の答弁にちょっと補足させていただきたいんですが、今回は既設のラップ型スピーカーそのものをボックス型のタイプに付け替えるというものにさせていただきました。これを新たな場所に新設をするというようなことになりますと、同じラップ型をつけたとしても、800数十万円かかるということで見積りを頂戴してございます。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。次に、今回防災行政無線が聞こえないことが判明したということで、この設置と経緯についてお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。高性能スピーカーの設置経緯でございますが、現在、双葉地区には2か所に防災行政無線を設置してございます。今年の2月に実施いたしました双葉地区住民を対象とした住民避難・避難所開設訓練において、双葉自治会館が位置する三丁目付近において、防災行政無線放送が聞こえないことが判明いたしました。双葉自治会館は令和5年6月の双葉浸水被害の際にも自主避難所として開設されるなど、地域活動の拠点となる重要な施設であることや、三丁目付近は甚大な浸水被害が発生してしまった地区であることも鑑み、**不？非？可聴**エリアの解消が必要であると総合的に判断し、双葉第1公園に設置している防災行政無線スピーカーを従来のラップ型スピーカーから、より遠方まで音達が届くボックス型高性能スピーカーに変更するものでございます。また周知につきましては、今回の防災行政無線の整備に係る協議や試験放送の際の立会いなど、自治会長を中心に双葉自治会に御協力いただいていた経緯もございますので、自治会を通じて周知等を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 しっかり周知して生かされるようお願いしたいと思います。最後に**非可聴**エリアの状況ということで、ちょっと関連で聞かせてください。今回の整備で、双葉地区は**非可聴**エリアが解消されるということなんですが、ほかの地域でそういったエリアがないか、把握されていますでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。防災行政無線の**非可聴**エリアについてでございますが、住民の安全や迅速な災害応急活動の観点から、取手市といたしましても、行政区域全域をカバーすることが基本であると考えておりますが、近年の住宅の遮音性向上などに加え、地域によっては、高い建物や新たに宅地造成された場所など地形や周辺環境の影響により聞きに——聞き取りにくい場所が生じていることも認識しているところでございます。現状といたしましては、防災行政無線だけで全ての地域の方々確実に情報を伝達することは難しい状況からも、市では、防災情報を迅速かつ正確に市民の皆様にお伝えするために、防災ラジオなど、防災行政無線以外の様々な情報発信ツールの御案内を実施しているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員——よろしいですか。

通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで、議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切り

ます。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、佐野委員、小堤委員の2名から通告がありました。

最初に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いします。まず私からは、災害時のペットの同行避難とペットのスペースについて——ペットスペースについてお聞きいたします。去年、私は一般質問でこの件取り上げさせていただきまして、大変重要な問題だと感じております。その時点でまだ不明瞭な点がございましたので、引き続きということで、確認させていただく意味も含めまして質疑させていただきたいと思います。最初に指定避難所、これのペットが置かれるペットスペースの現状、現在はどのようになっているのでしょうか、教えてください。お願いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策、真田と申します。佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。指定避難所、ペットスペースの現状につきましては、委員から一般質問をいただきまして、当課職員によりまして、全指定避難所、38か所の現地調査を実施いたしました。調査内容としましては、動物や——動物が苦手な方やアレルギー等にも配慮するため、避難——被災者の動線から外すことができる場所を前提に、避難所となる施設周辺の雨風をしのげる渡り廊下などのスペースの有無や寸法を計測し、記録写真を撮ってございます。また、各施設職員に対し、今回私どもで調査した箇所以外に、別途避難所として利用できそうなスペースについて聞き取りを実施し、ペットスペースの確保について取り組んでいるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。これ具体的に——数では難しいかもしれませんが、全体の何%ぐらいが避難できるスペースが確保できて、逆に避難できていないところは何%ぐらいか。パーセント難しければ数でもいいです、教えてください。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 現状当課としましては、指定避難所38か所中、22か所について同行避難が可能であると考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。22か所ということは、残り16か所ですね、避難ちょっと難しいという現状だと思います。では現在——続きまして、指定避難所、今避難できないスペースがあるということで、この避難できないスペースについての設置計画、今後その場所——避難所をどう設置していくかということをお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 今回、全避難所調査を実施した結果、これまで全避難所で同行避難受入れを可能としていたところですが、雨風をしのげる場所がない避難所も

判明しております。その中で、指定避難所内に適切なペット避難スペースが確保できない避難所については、今後、その対策を検討してまいりたいというふうに考えております。また、地元の獣医師会や動物愛護団体等にも、ペット避難スペースの確保について御協力をいただけないか協議を進めるとともに、その他の先進事例等についても調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 計画、具体的にないということなのかもしれませんが、ちょっと早急にお願いいたします。あと続きまして、同行避難できない指定所とできる指定所——指定避難所、これがあるんですが、これらの今現在、例えばこの防災マップ、これには全指定避難所、同行避難可能という意味合いで書かれている。どこに連れていってもいいですよという感じになってるんですけど、現時点ではできないところが分かりました。それでは、そのできないところがあるということを住民への周知などは、どういうふうにお考えになられてるのでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。現地調査の結果を今取りまとめているところですが、取りまとめた上で、安全安心対策課での検討だけではなくて、ペット避難所として適切であるかどうかについて、取手市の動物愛護協議会にも御意見を伺いたいというふうに考えております。その結果、同行避難が可能とした避難所につきましては、各施設者と——各施設管理者と協議の上、一覧表形式での表記や写真等を用いた位置図の公表、また市のホームページ等で市民の皆様が平常時から確認が取りやすいように、分かりやすい形で周知を行っていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 避難できる避難所の周知ということでは、今よく分かったんですけど、避難できない避難所があるということで、住民の方にどのように周知していくか。例えば、行ったら避難できない避難所だったということがないように、初めから、ここは避難できないからほかのところへ行かなきゃと住民が事前に判断できるような、そういった周知方法というのがあるかどうか、御計画などありましたら教えてください。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、平常時から、できる避難所、できない避難所というところをホームページ等で確認していただいた上で、そのほかにも先ほど申し上げましたとおり、今現在できない避難所につきましてもできるように、協議というか研究をしていくというふうに考えております。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。今、佐野委員からお話ございました、避難できない場所の住民への周知というところでございますが、今現在私どものほうで考えているところは、ホームページに——これは案でございますが、ホームページに38の避難所一覧を設けて、その中にペットを同行避難する場所が——可かどうかの、丸とか、そういった形で、より分かりやすいような形の案内をさせていただければなとい

うことを、私たちのほうでは考えているところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。そうですね、大変分かりやすく、そういった一覧み
たいなものがあると分かりやすいと思いますし、ペットを飼ってる方というのは、やはり
家族同然で飼われてる方というのがもう皆さんほとんどなので、やっぱりその家族を連れ
ていけるかいけないかというのは物すごく大きい点だと思いますので、その判断を住民の
方皆さんにさせていただける方法というのは、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、現在同行避難できない指定避難所の住民対応ということで、これちょっと
分かりづらくて申し訳ないんですが、例えば指定避難所というのは、どこに避難してくだ
さいということではなく、どこでも避難していいということにはなってるんですが、少な
からずやはり近いところ、避難しやすいところというのを選ばれることがあると思います。
自分の御自宅から近くに指定避難所があって、でもそこにはペットを連れていくことが
できないという住民の方に対する対応、遠くまで行ける足があったり、そういった能力の
ある方は——そういった手段がある方はよろしいかと思うんですけども、手段のない方は
やはり近いところに避難したい……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○佐野委員 (続) けどペットがいるからということなんですが、それちょっと教えて
ください。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。移動手段がない方というところもあ
わせまして、大規模な災害——災害の規模や種類にもよりますけども、大きな災害が発生
してしまった場合、市が用意する避難所で全てのペットを飼養することは難しい状況です。
飼い主の皆様には、避難所への避難だけではなくて、親戚や友人・知人、ペットホテル、
かかりつけの獣医師さん、それぞれのペットが快適に過ごせると思われる避難方法を、平
時から検討いただければというふうに考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 避難方法につきましては、またちょっと今後も御相談させていただきたい
と思います。最後に、この指定避難所の収容——避難できる——同行避難できる数——ペ
ットの数の想定などはされているでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。私どものほ
うで現地調査を実施した際に、ペット避難スペースの寸法を計測してございます。今後検
討は必要であるかと思いますが、他市町村では、収容頭数につきましては、1平方メー
トル当たりキャリーケース2から3個というようなことを目安に設定しているような自治体
もございます。私どもとしましてはそれらを参考にしながらも、収容可能頭数の計画をこ
れから進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。なお、このたびの
能登半島地震発災時、ペットがいることにより避難所に行くことをためらった末、助かっ
た命を落としてしまった痛ましい出来事の報道もございました。また、先日の議員全員協

議会でも御報告させていただきましたように、被災地に派遣した職員の報告の中で、取手市での災害発生時に生かしての項目の中においても、ペット避難所の整備についての報告がございました。ペットは災害時に被災者の心の安らぎをもたらすなど、家族同様、大切な存在で、ということは私どもも認識しているところでございます。それゆえ、被災者がペットを理由に避難所に行くことをためらうことがないよう、協議、検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。能登のほうに行って経験された方のお話とかもすごい重要なことだと思います。あと去年の私がお話——質問させていただいた以降も、かなり進行——進めていただいているということよく分かりましたので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○鈴木委員長 最後に、小堤委員。

○小堤委員 こんにちは。創和会、小堤 修でございます。よろしくお願ひいたします。私は、以前から森林環境譲与税という言葉を目にしてたんですが、昨今、森林環境税というのもよく耳にするようになってきました。これ森林環境譲与税というのは、2014年から2023年まで、個人住民税に復興特別税というのが上乗せされてきたところですけども、今年から森林環境税というのに代わって、国税として1,000円上乗せということであるようです。2015年のフランスで行われたCOP21で採択されたパリ協定、これに基づいて温暖化——温室効果ガス排出削減ということと山地災害の防止ということで、そういうことのために森林環境譲与税というのが盛り込まれたということなんですが、この森林環境譲与税と森林環境税導入の経緯というところを教えてください。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。創設の経緯ということなんですけれども、森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など様々な機能がございます。私たちの生活に恩恵をもたらしているところでございますが、実際に林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障を来している現状がございまして、森林機能を十分に発揮させるため、各地方団体による間伐などの適切な森林整備が課題となっている状況でございます。このような状況に加えて、先ほど小堤委員もおっしゃったとおり、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要が生まれ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたような状況となっております。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。森林環境譲与税というのは、もう既にこれ2019年ですか——から行われてて、それ、国のほうのお金で賄ってたらしいんですが、今年から森林環境税を国民から取るということになって、その取ったのを一旦国に吸い上げて、そして国から都道府県・市町村に譲与税という形で配られるということなんですけど、その案分率というのが、私有林人工林面積が50%から今年なんか55%になったと、そして人口が30%だったのが25%の案分になった。そして林業就業者、この数のやつが20%と

いう案分でということで、そういう案分比率を踏まえながら譲与されるということですが、取手市に譲与される、その森林環境譲与税の額というのは幾らぐらいでしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 財政課、谷池です。お答えします。取手市では、委員おっしゃるように、令和元年度からこの森林環境譲与税の譲与を受けております。年度ごとに金額は異なっておりますけれども、令和6年当初予算で申し上げますと、1,400万円ほどを見込んでおります。ちなみに、令和6年度の見込額までを含めました令和元年から6年までの譲与の総額は、大体5,800万円ほどとなっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういうふうに環境譲与税が取手市に配分されているということですが、これは先ほど申しましたように、既に令和元年度から市町村と都道府県へということで譲与されていますが、これというのは——何ですか、自治体によっては職員——担当する職員がいない自治体があったり、国が具体的にこの活用方法を示していないとかということがあるらしいのですけれども、取手市がこの森林環境譲与税を基金にしていると思うんですが、この基金にしている理由は何でしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 お答えいたします。取手市では令和元年度の譲与開始と同時に、森林環境譲与税基金条例を制定しまして、一旦、譲与税の全額を積み立て、関連事業には基金を充当するという取扱いをしております。これは森林や緑地の面積が比較的小さい当市におきましては、森林環境譲与税をそのまま経常的に充当するような大きな事業が——林業に関する事業が存在しておりませんでしたので、基金を造成せずに直接譲与税を活用することがあまり現実的ではないかなというふうに判断したことによります。また基金を造成することで、財源の弾力的な運用が可能となりますので、複数年かけて十分な額を積み立てることができれば、例えばですが大規模な事業——施設の大規模改修に合わせた施設の木質化なども将来的には検討できるであろうということも踏まえまして、当時、基金を造成することとしたものでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。取手市の場合、山林が少ないということから積み立てて、それで必要なときに使いましょうと、その時に充当させればいいんじゃないかという考えということは分かりました。

ちょっと調べたところ、東京の渋谷区、渋谷区には山がないそうです。でも、さっきの案分で、人口がいるので結構な額が譲与されているということです。今回、補正予算3号でも、大山緑地ののり面対策として森林環境譲与税基金から680万2,000円ですか、これが充当されていますけれども、そのほかに先ほども言いましたように、譲与税が始まってからどのようなどころに使われているのか、取手市の場合。それを教えていただけますか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 お答えいたします。森林環境譲与税基金の主な用途ということでお答えいたします。今回の補正予算に計上したように、緑地整備ですとか、あとは昨年度から実

施しております市内の小学生がみなかみ町を訪問して植林体験などを行うことで、森林整備や林業に関する理解や関心を高める環境教育事業、また過去には、学校の改修に合わせて机の天板の交換をするのですとか、あとは市内道路や公園などのナラ枯れの対応、こういったものにも活用してきたという経過がございます。ちなみに、これまでの活用の総額は、今回の補正予算に計上したものも含めまして、おおむね5,100万円ほどとなっておりますので、今までの譲与総額に対する割合としては、87%ぐらいは活用済みという形になります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 詳細な答弁ありがとうございました。

〔永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続) 木に関するとか、森林、山、木に関するところに、多種多様なところに使っていただければということで、有効活用されているということが分かりました。この森林環境税、そして譲与税、よく理解できましたのでありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。以上で、通告された質疑が終わりました。

これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

議案第39号、取手市税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第39号は可決いたしました。

議案第43号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第43号は可決いたしました。

議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算(第3号)(所管事項)について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 54 号のうち、当委員会所管事項は可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了いたしました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。この後、委員のみで協議いたします。執行部の皆さん、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 56 分開議

○鈴木委員長 それでは再開いたします。

それでは、令和 6 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブックに意見交換会でいただいた御意見、御要望のうち、当委員会の所管に属するものを掲載しております。5 月 29 日の議会運営委員会における決定事項を申し上げます。各常任委員会における調査方法については、委員会を開催し、執行部に出席していただいて、委員全員で調査を行うことが決定しております。次の委員会の日程については、執行部と調整し改めて御連絡いたします。

続いて、当委員会の任期中における重点調査テーマについてを議題といたします。先ほどの休憩中に重点調査テーマについて協議を行いました。

それでは、お諮りします。当委員会の任期中における重点調査テーマを「災害時の避難所運営」とすることに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。それでは、「災害時の避難所運営」を調査していくに当たり、まず執行部から取手市の避難所運営の現状について説明をしてもらう場を設けたいと思います。こちらについては、公式の委員会ではなく、勉強会といった形で行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。日程については、執行部と調整し改めて御連絡いたします。

最後に、その他です。委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了いたしました。これで総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 58 分散会

総務文教常任委員会委員長 _____